

全国積雪寒冷地帯振興協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国積雪寒冷地帯振興協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、積雪寒冷地帯の道府県並びに市町村が緊密に連携し、大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対処することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、次に定める団体の知事並びに市町村長をもって組織する。

- 一 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第37号)に基づき、豪雪地帯の指定を受けた道府県並びに特別豪雪地帯の指定を受けた市町村
- 二 積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)の規定に基づき指定された雪寒指定路線をその区域に含む道府県

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 一 大規模豪雪災害並びに関係基本法制度の見直しに対する要望提言
- 二 会員相互及び関係機関との連絡提携
- 三 その他目的達成のため必要と認められる事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事(会長及び副会長を含む) 15名以内
- 四 監事 2名

(役員を選任)

第6条 理事は、次に定める会員の中から理事会において選任する。

- 一 理事に立候補した会員
 - 二 会長及び副会長の協議により選定された会員
- 2 前項第2号の規定による会員の選定に当たっては、会長及び副会長は、理事の地域バランス及び道府県知事と市町村長との構成バランス等を考慮し、適切に選定を行うよう努めるとともに、選定される会員の同意が得られるよう十分に配慮するものとする。
- 3 会長は、会長に立候補した道府県知事理事の中から理事会において選任する。
- 4 副会長は、市長理事及び町村長理事の中から、それぞれ1名を理事会において選任する。

- 5 監事は、理事会の承認を経て、会長が市町村長会員の中から指名する。
- 6 役員が任期中に第3条に定める職を退任した場合は、第1項から第5項の規定にかかわらず、後任の職の者が補欠就任する。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、この会の重要事項を審議する。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員 の 任期)

第8条 役員 の 任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員 の 報酬等)

第9条 役員には報酬を支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員 の 費用弁償に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

(会議)

第10条 この会 の 会議は、総会、理事会とする。

- 2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は、特段の重要事項を臨時的に審議する機関とする。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 会議の成立は、定員の1/2以上(委任状を含む)とする。
- 6 会議の議決は、出席者総数の1/2以上とする。

(幹事会)

第11条 本会 の 事業の円滑な運営を図るため、理事会の下に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 この会 の 事務を処理するため会長道府県に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。

(財政)

第 13 条 この会の運営に必要な経費は、平成 16 年度剰余金その他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認をへて会長が定める。

附則

1 この規約は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度から平成 23 年度までの間を任期とする理事の選任については、施行日前において、改正後の規約第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める手続きにより行うものとする。